



こういきれんごう

H23.4
臨時号

久慈広域連合

～ 東日本大震災に伴う減免等制度のお知らせ～

久慈広域連合では、この度の震災により被災された第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料及び利用者負担額について、被保険者または家族の申請により減免・徴収猶予を実施します。

また、被保険者証を紛失された場合は、久慈広域連合またはお住まいの市町村の介護保険担当課で再発行ができます。

介護保険料の減免についてー

〈対象となる方〉

本人または主たる生計維持者が災害により、住宅、家財その他の財産について、おおむね10分の3以上の損害を受けた方で、今後1年間の所得の見積額が600万円未満の方。

減免の割合 30パーセント～100パーセント

主たる生計維持者が死亡、心身の重大な障害、長期入院、事業の休廃止、事業における著しい損失、失業等により、今後1年間の所得の見積額が、前年の所得金額の50パーセント以下に減少することが見込まれる方で、前年の所得金額が600万円未満の方。

減免の割合 50パーセント～100パーセント

〈対象となる保険料〉 平成23年度分介護保険料

〈申請に必要なもの〉

- ・ 介護保険料徴収猶予・減免申請書
- ・ 災害証明書または失業証明書等の損害の程度が分かる書類
- ・ 印鑑

〈申請受付窓口〉

久慈広域連合またはお住まいの市町村の介護保険担当課

介護サービス利用料の徴収猶予・減免について

この度の震災により、次の ~ のいずれかの理由で介護サービス利用料の支払いが困難となった方は、サービス事業所への申し立てにより、5月分までのサービス利用料の支払いを、5月末日まで猶予してもらうことができます。

本人または主たる生計維持者が住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けた。

主たる生計維持者が死亡、行方不明、心身の重大な障害、長期入院をしたことにより収入が著しく減少した。

本人または主たる生計維持者が業務の休廃止をした。

本人または主たる生計維持者が失業により無収入となった。

被災された方の平成23年3月以降の一定期間の利用料(猶予を受けた利用料を含む)については、軽減または免除する制度がありますので、保険料の減免申請と併せて申請してください。

〈申請に必要なもの〉

- ・ 介護保険利用者負担額減額・免除申請書
- ・ 被災証明書または失業証明書等の損害の程度が分かる書類
- ・ 印鑑

〈申請受付窓口〉

久慈広域連合またはお住まいの市町村の介護保険担当課

介護サービス利用料については、サービス事業所でも相談を受けております。

申請受付窓口

名称	所在地	電話(0194)
久慈広域連合介護保険課	〒028-0056 久慈市中町一丁目 67 番地	61-3355
久慈市介護支援課(元気の泉内)	〒028-0014 久慈市旭町 8-100-1	61-1112
久慈市山形福祉室(山形総合支所)	〒028-8696 久慈市山形町川井 8-30-1	72-2143
洋野町福祉課(種市庁舎)	〒028-7995 洋野町種市 23-27	65-5915
洋野町総合サービス課(大野庁舎)	〒028-8802 洋野町大野 8-47-2	77-2112
野田村住民福祉課	〒028-8201 野田村大字野田 20-14	78-2927
普代村保健福祉課	〒028-8392 普代村第9地割字銅屋 13-2	35-2114